

二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進 ～「特定第二種国内希少野生動植物種」制度の創設～

参考資料5

現状と課題

○レッドリストでは、3,690種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の国内希少野生動植物種は208種※に留まっている。

※平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている(現在、119種を追加指定済み)。

○多くの絶滅危惧種が二次的自然(里地里山等)に依存※しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。そのため、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。

※昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。

○また、二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。

○しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。

○産卵数が多いなど増殖率が高く、環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種※については、捕獲等(第9条)及び譲渡し等(第12条)の規制が重要ではない場合がある。 ※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。



ため池



昆虫類

改正内容

<現行の国内希少野生動植物種>

○学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止(第9条)。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

<特定第二種国内希少野生動植物種> (新設・第4条第6項)

○販売・頒布の目的での捕獲等のみを禁止(第9条第2号)。

販売・頒布
業者の捕獲等

調査研究・環境教育等
捕獲や交換



二次的自然に分布する種も積極的に保全

- ✓ 業者の捕獲等の抑制による保全
- ✓ 保護増殖事業の実施(第45条等)や生息地等保護区の指定(第36条等)による保全